

安倍内閣による教育勅語の肯定に抗議する

第1 安倍内閣による教育勅語の肯定的評価

安倍内閣は3月31日、教育勅語を「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。

菅官房長官は、上記の閣議決定後の記者会見において「親を大切にとか、兄弟仲良くとか、教育上支障のないことを取り扱うことまでは否定しない」と、教育勅語に掲げられた徳目を肯定的に評価した。稲田防衛大臣は、3月8日の参議院予算委員会で、大阪の学校法人「森友学園」が運営する幼稚園で教育勅語の暗唱が行われていたことに関連して、「教育勅語の精神である親孝行など、核の部分は取り戻すべきだと考えており、道義国家を目指すべきだ」という考えに変わりはない」と教育勅語の精神を取り戻すべきと述べた。教育を所管する松野文部科学大臣は、4月4日の記者会見で「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使ってはいけないと私が申し上げるべきではない」と、道徳の教材として教育勅語を使用することも否定しなかった。義家文部科学副大臣は、4月7日の衆議院内閣委員会で、毎朝の朝礼で児童が教育勅語の朗誦することも、「教育基本法に反しない限りは問題ない」と、子どもに教育勅語を毎朝暗唱させることすら容認した。

第2 教育勅語は憲法・教育基本法に反する

教育勅語は1890（明治23）年に天皇の勅語として発布され、主権者である天皇が「臣民」に対して、身に着けるべき徳目を説諭したものである。その徳目の最も基本となるのは、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」すること、すなわちもし国に異変があったら、勇気を奮い、命を捧げて天皇の治世を助けることにあった。教育勅語に記載された徳目はこの一点に収れんとするといっても過言ではない。

実際、アジア太平洋戦争時において、天皇に命を捧げることを求める教育が教育勅語を基礎に国民に徹底され、これが国民を侵略戦争に駆り立てる精神的支柱としての役割を果たした。本来、子どもたちに、物事を批判的に検討し考察する力を育み、権利主体として成長し発達することを支える教育が、戦前は逆に、忠君愛国などの国に都合の良い価値観を子どもに植え付ける手段となってしまう、国の政策に対して批判的に検討する力を奪い、権力の暴走により、戦争に突き進むことになった。この教育の中心にあったのが教育勅語であった。戦後の学校教育は、この戦前の教育に対する痛切な反省から出発したはずであって、安倍内閣による教育勅語の肯定的評価は、再び戦前の教育へ回帰することを志向するものといわざるを得ない。

戦後に制定された、日本国憲法及び教育基本法は、国民主権に基づき、個人の尊厳や人権の尊重をその核とするものであり、教育勅語とは根本的に相容れないものである。

そのため、教育勅語は1948年には、衆議院で「排除」、参議院で「失効」の決議がなされている。衆議院の排除決議においては、教育勅語について「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる」と、憲法に反するものであること指摘し、憲法98条の趣旨にしたがって排除を決議した。

教育勅語は、憲法及び教育基本法に反するものであり、憲法尊重擁護義務を負う内閣や

国務大臣、副大臣が肯定的に評価することは許されない。

第3 教育勅語の肯定的評価は許されない

ところが、上記の通り、安倍内閣では教育勅語を肯定的に評価する閣議決定や発言が相次いでいる。とりわけ、教育分野において道徳の教材として教育勅語を使用することや、子どもに教育勅語を暗唱させることすら否定しないという安倍内閣の立場は、憲法・教育基本法に反するものである。衆参で行われた、排除・失効決議は、まさに、再び教育勅語が国民の道徳の指導原理とならぬよう、政府をして教育勅語の謄本をすべて国民から回収すべきことまで求めたものであり、道徳の教材として教育勅語を使用することなど断じて許されない。安倍内閣の教育勅語に対する肯定的評価は、かかる国会の意思にも反するものである。

第4 まとめ

以上の通り、安倍内閣による教育勅語を肯定する閣議決定及び閣僚の発言は、憲法及び教育基本法、排除・失効決議を行った国会の意思にも反するものであり、自由法曹団は強く抗議する。

2017年5月31日

自由法曹団
団長 荒井新二